



2019年 1月30日

岩倉市議会

議長 黒川 武 様

日本共産党岩倉市議団

団長 榊谷 規子

「地方議員セミナー2018夏」研修報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

- 1 実施日 2018年 8月 1日 (水)
- 2 研修先 全理連ビル9階会議室 (東京都渋谷区代々木1-36-4)
- 3 出席人数及び氏名

1名	榊谷 規子
----	-------

- 4 復命事項

別紙のとおり

「地方議員セミナー2018夏」研修報告書

梶谷規子

日 時／平成30年 8月 1日 (水) 午前10時～午後5時20分

場 所／全理連ビル9階会議室

テーマ／待機児童・保育士不足問題と地方行政

講義1 保育をめぐる状況の変化と制度・政策の動向 講師／逆井直紀 (保育研究所)

2015年度からスタートした子ども・子育て新制度は4年目を迎えている。2012年の国会に提出された当初の新制度の関連法案は、①保育所制度の拠り所であった児童福祉法第24条第1項を廃止すること、②保育所を原則としてすべて「総合こども園」に移行させることが柱になっていた。しかし、この提案に異論が集中し、結果として①児童福祉法第24条第1項が復活し、保育所については従来と変わらず市町村の責任で保育が実施される、②総合こども園の創設は見送られ、代わりに認定こども園の普及を進めるが、保育所・幼稚園からの移行は強制しない、と改正された。このため、従来どおりの保育が提供され、保育料もこれまでと同様に市町村が徴収することになり、利用者と事業者の直接契約方式は導入されず、子どもの権利保障という点では重要な意義がある結果になったと強調された。

新制度実施1年後に登場したのが、「仕事・子育て両立支援事業」として企業主導型保育の創設である。市町村の関与を必要とせず、国が直接認可する事業所内保育を主軸とする事業だが、全国で432カ所の施設への立ち入り調査の結果、303カ所において文書指導が行われている。市町村の待機児童解消に一役買っているとはいえ、「必要な保育従事者数を確保すること」「乳幼児の転落防止設備を整備すること」等々の指摘もあり、子どもの命や安全への影響も発生しかねないような問題もみられる状況であった。

講義2 保育の質と待機児童対策・保育施設整備のあり方 講師/村山祐一 (保育研究所)

2017年4月の待機児童数調査より、これまで除かれていた育児休暇中の取り扱いについて、復職意思がある場合は待機児のカウントに含めるとした新しい定義が示され、待機児の対象範囲が拡大した。働きたい女性、働かざるを得ない母親が増え、0～2歳児の待機児が増加している。待機児解消に向けて保育所の整備・拡充が求められている中で、公立保育園の廃止・統廃合・民営化が進み、公立保育園が減っている。その背景には、国による公の施設の指定管理者制度の導入や、2004年の公立保育所運営費国庫補助負担金の廃止と一般財源化、2006年の公立保育所整備費国庫補助金の廃止と一般財源化がある。また、総務省は地方「行革」推進の指針を出し、自治体に民間委託の推進、職員の削減等の「集中改革プラン」の作成と実行を求めたことが影響している。2015年からは、児童福祉法「改正」により「公私連携型保育所」が規定された。市町村長は、保育事業を行う法人を公私連携法人として指定し、協定を結ぶことで公立保育所を当該法人に無償又は時価よりも低い対価で貸し付け又は譲渡できることになっている。しかしながら、国庫補助がなくなったとは言うものの、一般財源化され地方交付税の中に入っているため、公立保育園を拡充するかどうかは自治体の子どもの権利を守る姿勢、子育て施策を充実させる姿勢次第であると強調された。

保育の質を向上させるには保育者の配置基準が最も大切、とニュージーランドの教育者が述べている。日本では、0歳児は子供3人に保育者一人と他国と同じ基準になっているが、1～2歳児は6人に一人（イギリスは、1歳児は3人に一人、2歳児は4人に一人）となっている。岩倉市では、発達幅が大きい1歳児は4人に一人と、国基準よりも手厚くなっている。

講義3-1 保育士不足の現状、保育労働の実態 なにが問題か？

3-2 保育士の処遇改善を実現するために 講師/蓑輪明子 (名城大学)

なによりも保育士の処遇の実態が深刻である。保育士の人手は近隣市町と奪い合いという状況もみられる。保育士不足が待機児のネックである。そういう中で、愛知県保育労働実態調査（2017年11月～2018年2月実施）が行われ、その報告がされた。

【時間外労働の内容と頻度、長さ】

- * 保育室の環境整備などの勤務時間前の労働は、用務員が削られてからはほぼ毎日。
- * 休憩が完全に自由に過ごせる人は18.9% お便り長記入、保育記録、保育準備・片付けなどでほとんど毎日自由に取れない人56.3%、取れても30分以下の人63.7%
- * 勤務時間後の労働ありが87.7% 会議や打ち合わせ行事準備、保護者対応など。持ち帰り仕事ありが75.6%
- * 事務時間が勤務時間内に設定されていない56%
- * 時間外労働の支払い全部ついている8.9%
- * 残業申請する際のハードルが高い、申請する習慣なし41.5%
- * 労働時間長すぎる66.9%・過密すぎる84.6%
- * ストレスあり67% 理由は仕事量の問題と人間関係が最多
- * 仕事に見合った賃金ではないと感じる72.7%
- * 子どもの成長を感じるなどやりがいを感じている95.3%
- * 仕事を続けたい人49.9%迷っている人24.9%
- * 仕事と家庭の両立は困難だと答える人80.7%

全体的に保育の仕事にやりがいを感じているものの、就業継続意欲に必ずしもつながらないのは、時間外労働が多く、それに見合う賃金の低さである。改善のためには、次のことが必要である。

① 国の低すぎる保育士配置基準の改善

1・2歳児6人に1人、3歳児20人に1人、4歳児以上30人に1人。これでは人が足りない

② 保育士処遇の基準がそもそも低水準

未払残業が多いということは時給が低いということになる。専門職である保育という重みから「保育最賃」をつくるという提案があった。保育は11時間保育が基本、足りない部分は非常勤の保育士がほとんどという状況。非常勤の時給低すぎる実態を抜本的に改善する必要がある。

③ 保育士の処遇改善は子どもの権利保障に必要不可欠

より良い保育ができる体制づくり、子どもの権利を保障するために、保育者の権利も保障されなければならない。

以上